

事務局説明資料

2022.12.27

中小企業庁

株主資格と貸出先

- **商工中金の株主資格は中小企業組合とその構成員に限定され、貸出先も株主である組合及び当該組合の組合員等に限定。**
- 現行法では、附則において、完全民営化後も**株主資格を制限するための措置を講ずる旨規定。**

株主資格（商中法第6条）

- 政府
- 組合
 - ・ 中小企業等協同組合
 - ・ 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ・ 商店街振興組合・同連合会
 - ・ 生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合
 - ・ 酒造組合・同連合会・同中央会
 - ・ 酒販組合・同連合会・同中央会
 - ・ 内航海運組合・同連合会
 - ・ 輸出組合・輸入組合
 - ・ 市街地再開発組合
- 上記株主資格をもつ**組合の構成員**
- 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにこれらの直接又は間接の構成員であって、政令で定めるもの【※政令の定めなし】

貸出先制限（商中法第21条）

メンバー貸付

- 株主資格団体とその構成員
- 準融資対象団体*（石川県鉄工機電協会のみ）
* 組合法による制約（員外利用の制限がある、組合が一貫して自ら事業主体となることはできない等）を回避し、機動的に共同経済事業を行うため、組合・組合員の共同出資によって設立された組合の別働法人

メンバー外貸付 <総量規制あり(20%まで)>

- 株主以外の中小企業組合とその構成員（なし）
- 中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員【要大臣認可】（例：中小企業団体中央会、商工会議所）
- 株主資格団体の子会社（例：海外現地法人）
- 貿易取引の相手方（なし）
- 融資対象団体の事業を継承する者（例：事業承継時の個人）
- 銀行その他の金融機関、有価証券関連業を営む者（なし）

（注）メンバー貸付とメンバー外貸付のカッコ内は、現時点で対象となっている組合・企業等

商中法附則第2条第2項

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、**株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。**

(参考) 大臣による監督

- 商工中金に対しては、株主総会の特別決議事項など個別具体的な事項に対する主務大臣認可に加え、商工中金の業務運営の的確性を担保する観点から、主務大臣による一般的な監督権限が規定されている。

○商工中金法

第56条 主務大臣は、商工組合中央金庫、代理組合等（中略）の業務を監督する。

主務大臣

一般
監督
権限

主な認可事項

- ✓ 株式発行
- ✓ 5%以上の議決権保有
- ✓ 代表取締役・監査役等の選解任
- ✓ 定款変更、配当、合併等
- ✓ 危機対応業務事業計画 等

主な届出、報告事項

- ✓ 営業所の設置、移転
- ✓ 資本金の額の増額
- ✓ 業務・財産の状況報告
- ✓ 商工債の発行
- ✓ 臨時休業 等

商工中金

(参考) 一般監督権限

- 商中に対する監督は、商工中金法の個別具体的な規定により担保されているが、これらの規定で担保されていない事態が発生した場合に、業務運営等が適正に実施されなくなるおそれもあることから、商工中金に対する主務大臣の一般的な監督権限が規定されている(第56条第1項)。
- 商工中金が行う業務の内容や実施の態様が法目的(*)に照らして適切とは言えない場合には、一般監督権限を行使。(※中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする)

一般監督権限の過去の行使事例

事案の調査、再発防止策の策定等

- 2016年11月22日に、商工中金において、一部の職員が顧客から受領した試算表等を書き換えて危機対応業務を行っていた事案があったことに関し、主務大臣に不祥事件として商中自ら報告・届出。
- これを受けて、主務大臣は、迅速な対応を求めため、一般監督権限に基づき、同日付で商工中金に対して、i)徹底調査と原因の究明、ii)調査結果を踏まえた必要な対応の実施、iii)再発防止策の策定等の3点を指示。

利子補給金等の返還、再発防止策の策定等

- 2017年4月25日に、商工中金が、危機対応業務に係る不正行為事案について、第三者委員会による調査結果を報告。
- これを受けて、主務大臣は、迅速な対応を求めため、一般監督権限に基づき、同日付で商工中金に対して、i)顧客に不利益を及ぼさない適切な対応等、ii)再発防止策の適切な実施、iii)調査未実施の危機対応貸付について継続調査の3点を指示。

一般監督権限の行使が想定されるケース

①不正行為等への対応

- 数値改ざんや横領等の不正行為が発覚したが、発覚直後であり報告徴収(第57条)や業務改善命令(第59条)を直ちに発動するには情報が不足している場合【発動実績あり】

②「組合金融の円滑化」という目的に照らして適切とは言えない行為への対応

- 業況が苦しい中小企業に対する貸し渋りや、事業再生・承継支援等の民間金融機関の取組が十分とはいえない分野に取り組まない場合。
- 創業期の企業や産業構造の転換に適応するため事業再構築に取り組む企業に対する融資など、中長期的には組合金融の円滑化に資するものの短期的にはリスクが高い企業への融資を行わない場合

③危機対応業務の適切な実施を求めるための対応

- 大規模災害に対する危機対応融資について、貸し渋りを行ったり、要件を充足する者の中でも優良先のみ貸付けを行うなど、危機対応業務を適切に行わない場合。

危機対応業務について

- 商工中金は、法律に基づき、「みなし指定金融機関」として危機対応業務を行うとともに、商工中金自身の判断により危機対応業務の実施が休廃止されないようするため、危機対応業務を行う責務が商工中金法において課されている。
- なお、株式会社化時の附帯決議では、商工中金は、「完全民営化後においても、危機対応における役割を引き続き果たすようするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずる」こととされている。

みなし指定金融機関に関する規定 (日本政策金融公庫法附則第45条)

株式会社商工組合中央金庫は、附則第一条第五号に定める日において第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。

※公庫法第11条第2項

公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要資金の貸付けを行うこと。
- 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

危機対応業務実施の責務に関する規定 (商工中金法附則第2条の2)

株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

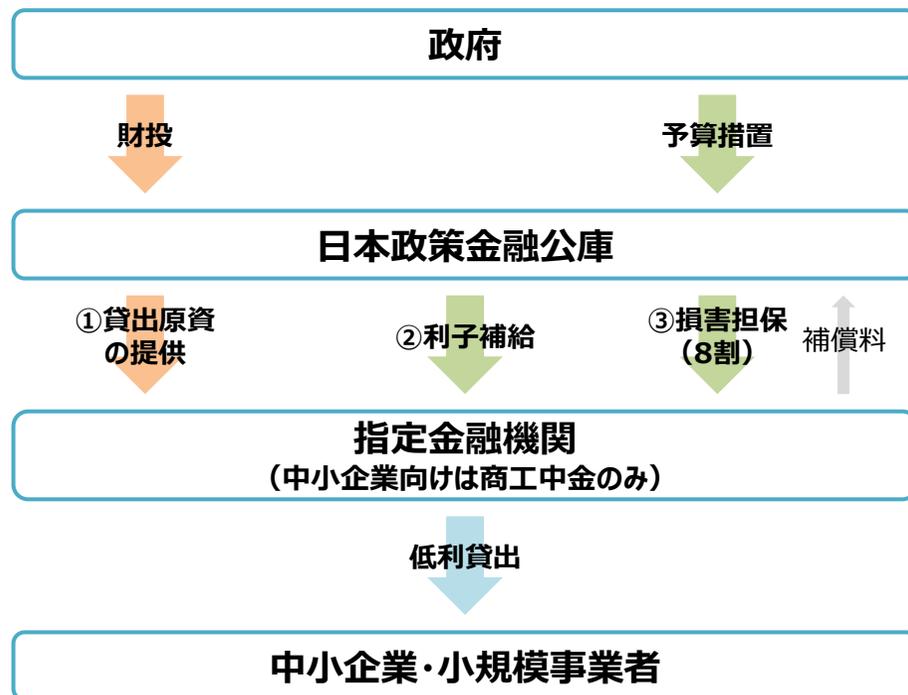
商工中金法案に対する附帯決議 (2007年参・経産委)

商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能の役割が確実に果たされるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持するとともに、危機対応における役割を引き続き果たすようするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずること。

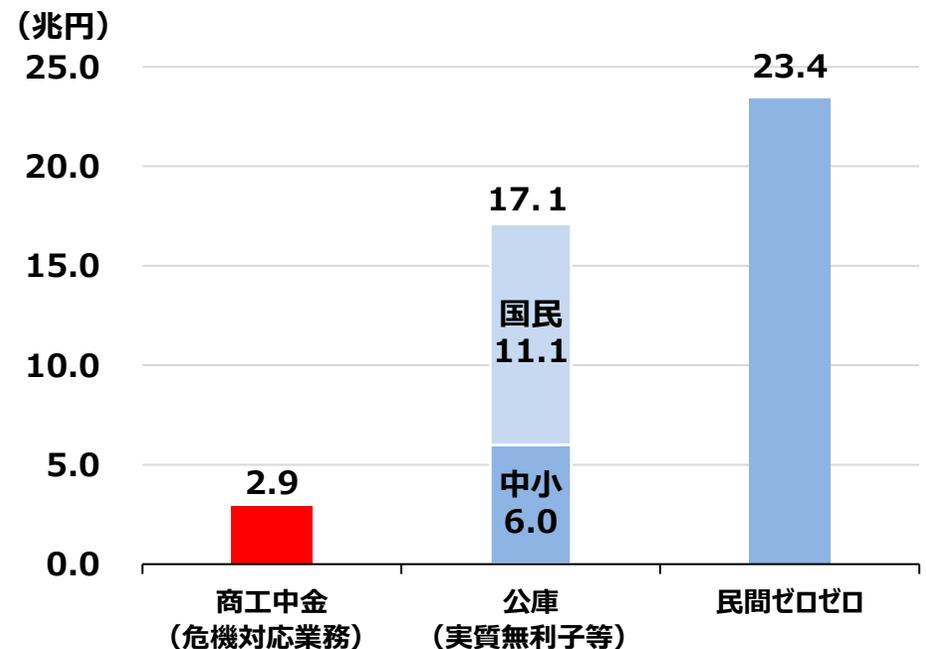
(参考) 危機対応業務の概要

- **危機対応業務**は、国費によって、**貸倒リスクの高い中小企業への融資の利下げや損害補償**を行うことで、大規模な災害やリーマンショック等の**危機に際して中小企業の資金繰りを支える仕組み**。
- 政府系だけではなく民間金融機関も参入可能であるが、**現時点では商工中金及び日本政策投資銀行（DBJ）のみ**が参入している。民間金融機関の参入障壁としては、システム構築費用、手続きの煩雑さが挙げられている。
- **コロナ禍での資金繰り支援の実績**を見ると、民間ゼロゼロは23.4兆円、公庫の**実質無利子融資等**は17.1兆円（中小事業：6.0兆円、国民事業：11.1兆円）、**商工中金の危機対応業務融資は2.9兆円**。

危機対応円滑化業務のスキーム



コロナ禍での資金繰り支援実績



(*1) 商工中金と公庫中小における貸出し先の企業規模はほぼ同様。

(*2) 2022年9月末時点・融資申請を承諾した実績。

(参考) 危機対応業務について

- 危機対応業務の対象となる「危機事象」については、2008年の制度開始から2022年までの間に、累計で70事案が認定。
- なお、在り方検討会の提言を踏まえ、**商工中金が実施する危機対応業務は「真の危機時における流動性供給」に限定。**
⇒運用見直し以降は新型コロナウイルス感染症にのみ発動

危機対応業務における主な認定状況

分類	危機事象の認定事案（指定期間）
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災（2011.3～2021.3） ・熊本地震（2016.4～2021.3） ・新型コロナウイルス感染症（2020.3～2022.9） ・2017年6月～7月豪雨(九州北部を中心に全半壊・浸水) ・2016年8月～9月豪雨(北海道、東北を中心に河川氾濫) ・2015年台風18号(東北・関東の商工業施設で浸水被害) ・新型インフルエンザ関連（2009.5～2012.3） ・口蹄疫関連（2010.5～2012.3）
経済事象	<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック（2008.12～2011.3） ・タイ洪水被害関連（2011.11～2014.3） ・エルピーダメモリ破綻関連（2012.2～2013.9） ・デフレ脱却等関連（2014.2～2018.3） ・三菱自動車生産停止によるサプライチェーン関連（2016.5～2017.4）

在り方検討会の提言を踏まえた危機対応業務の見直し

在り方検討会提言

- 商工中金は、今後は政策目的を「真の危機時における流動性供給」に絞り込み、以下のような抜本的な見直しを実施すべき。
- ・危機事象をリーマンショックや大規模災害等の真の危機時に限定
 - ・危機事象につき定期モニタリング。経済事象の原則的な時限を1年（延長しても2年）とする
 - ・短期的な融資を主とし、設備投資への長期融資は災害時などに実施
 - ・「武器化」の弊害が大きかった利子補給については、災害時など極めて限定的に適用
 - ・危機対応準備金（1500億円）について、今後の危機対応融資残高の減少を踏まえて適正な水準を検討

今後は以下の場合に限って発動するよう運用見直しを実施。

自然災害	東日本大震災や熊本地震など激甚災害であって特に中小企業への影響が大きい場合
経済事象	突発的事象によって全国的な信用収縮が生じる場合

(参考) 危機対応準備金

- 危機対応準備金とは、危機対応業務の円滑な実施(※)のために必要な財政基盤の確保に資するものとして2009年の法改正で設けられた制度であり、同年度の補正予算で措置された1500億円の政府出資が原資となっている。(※ 不良債権比率はプロパー2.1%に対して危機3.9%)
- 過去の不祥事も踏まえ、これまでに205億円を国庫納付(2018年度150億円、2019年度 55億円)。

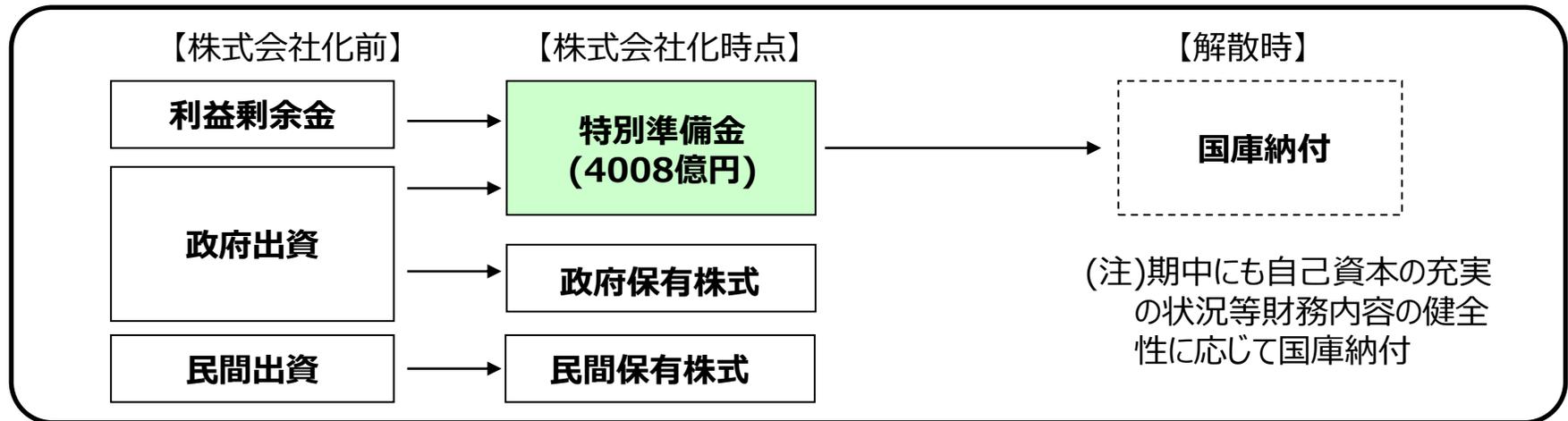
資本構成の変遷

2018年3月31日時点	2019年3月31日時点	2020年3月31日時点	2021年3月31日時点	2022年3月31日時点
資本金 (民間) 1,170億円				
資本金 (政府) 1,016億円				
危機対応準備金 1,500億円	危機対応準備金 1,350億円	危機対応準備金 1,295億円	危機対応準備金 1,295億円	危機対応準備金 1,295億円
特別準備金 4,008億円	特別準備金 4,008億円	特別準備金 4,008億円	特別準備金 4,008億円	特別準備金 4,008億円
利益剰余金 1,775億円	利益剰余金 1,875億円	利益剰余金 1,968億円	利益剰余金 2,010億円	利益剰余金 2,146億円
自己株式 △10億円	自己株式 △10億円	自己株式 △10億円	自己株式 △11億円	自己株式 △11億円
合計 9,460億円	合計 9,409億円	合計 9,447億円	合計 9,489億円	合計 9,624億円

注: 危機対応準備金の推移は、2018年(1,500億円)から2019年(1,350億円)へ△150億円、2019年から2020年(1,295億円)へ△55億円、2020年から2021年(1,295億円)へ±0億円、2021年から2022年(1,295億円)へ±0億円の推移を示しています。

特別準備金

- 2008年10月の株式会社化に際して、強固な財務基盤を確保するため、**政府出資**(約3千億円)及び**利益剰余金**(約1千億円)を「**特別準備金**」に振り替え。特別準備金は、自己資本比率算定上のTier I に算入可能。
- 商工中金は、**その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合**には、**特別準備金を国庫に納付**することができる。
- なお、株式会社化時の附帯決議では、「**完全民営化後においても、特別準備金を有効に活用**」とされている。



特別準備金の返納規定(商中法第45条)

商工組合中央金庫は、その**自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合**には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を**国庫に納付することができる**。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

商工中金法案に対する附帯決議(2007年衆・経産委)

商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能の役割が確実に果たされるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、**財務基盤が十分に確保されるまでの間特別準備金を有効に活用**し、商工債の発行が可能となるよう、法的枠組みその他必要な措置を講ずること。

地域金融機関との関係

- 2015年法改正により、当分の間、政府が株式を保有することになった。
- これにより、信用力が向上するなど、商工中金が、事実上、同様の財務状況の他の事業者よりも有利な条件で資金調達を行うことが可能となり、結果として、危機対応業務以外の通常の貸付け等の業務についても他の事業者より競争上優位な立場で実施できる蓋然性が高まることを踏まえ、「民業圧迫回避規定」(※)を創設。

(※)商工中金法附則第2条の5

商工中金は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

- 関根社長から、「地域金融機関と足並みをそろえて連携・協業する」旨の発言があったが、法律上も「民業圧迫回避規定」を引き続き措置するとともに、新たに商工中金が民間金融機関との連携・協業を進める規定を創設することは可能。

業務範囲

- **商工中金の業務範囲**は、商工中金本体による出資対象や投資専門子会社による出資対象・期間の制約など、**銀行法より制約**がある。

商工中金本体

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に関する業務
・登録型人材派遣、ITシステム販売、データ分析・マーケティング等

事業再生会社

- 出資比率10%以内
- DES等による取得に限り、出資比率50%以内かつ出資期間1年以内

※銀行は、第三者関与の再生計画策定企業は、100%かつ10年以内（中小企業の場合）

投資専門子会社

※商中は孫会社の株の取得を通じた資金供給業務のみ
※銀行の場合は、投資専門子会社が直接コンサルティング業務等を行うことも可

銀行業高度化等会社

- ・フィンテック
- ・地域商社
- ・自行ITシステムの販売
- ・データ分析・マーケティング・広告等

点線囲いの会社は、銀行は本体での実施や子会社保有可。商中は不可。

事業再生会社

- 保有上限が10年。
- 出資対象は法的整理企業等(REVICによる支援先、債権放棄等を含む経営改善計画策定先等)

※銀行は、第三者関与の再生計画策定企業も対象。

事業承継会社

- 保有上限が5年

※銀行は、保有上限が10年。

ベンチャー企業

- 保有上限が10年
- 非上場の中小企業で、設立10年まで。かつ、研究費等支出が収益3%超等

※銀行は、保有上限が15年。設立10年までの非上場中小企業

地域活性化事業会社

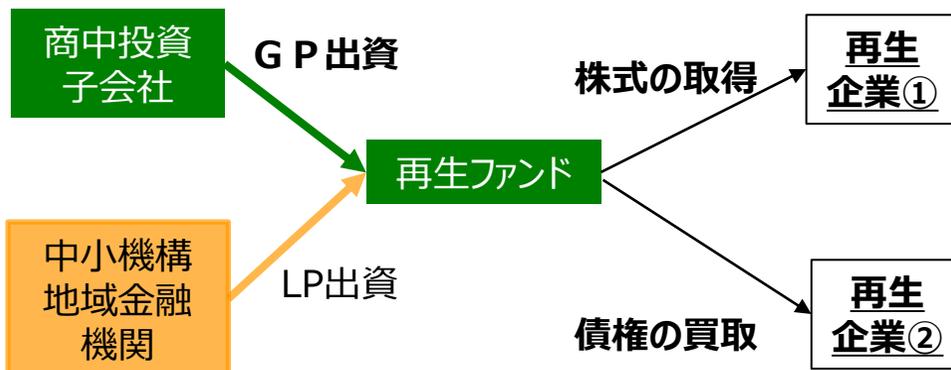
・事業の集約や再構築などにより地域経済を再生させる「面的再生」に取り組む会社※REVIC又は第三者が再生計画に関与すること等が要件

(参考) 業務範囲の拡大により支援可能となる事案の例

- 日本初のDDSの実施、リーマンショック以降も、全国の再生案件に関与することで、スキルを維持し、協議会への持ち込み件数も多くノウハウを有する再生支援分野において、投資子会社を通じ①GPとして全国規模での事業再生ファンドを組成し、事業承継支援においては、各地の金融機関と連携し②全国の拠点を活かした承継先を確保するなど、事業再生や事業承継時における出資業務を強化し、更に踏み込んだリスクテイクを行っていく。
- このような取組を通じ、**経営改善支援による債務者区分の「ランクアップ率1.5倍増（21年度実績:10.6%※）」**を目指す。

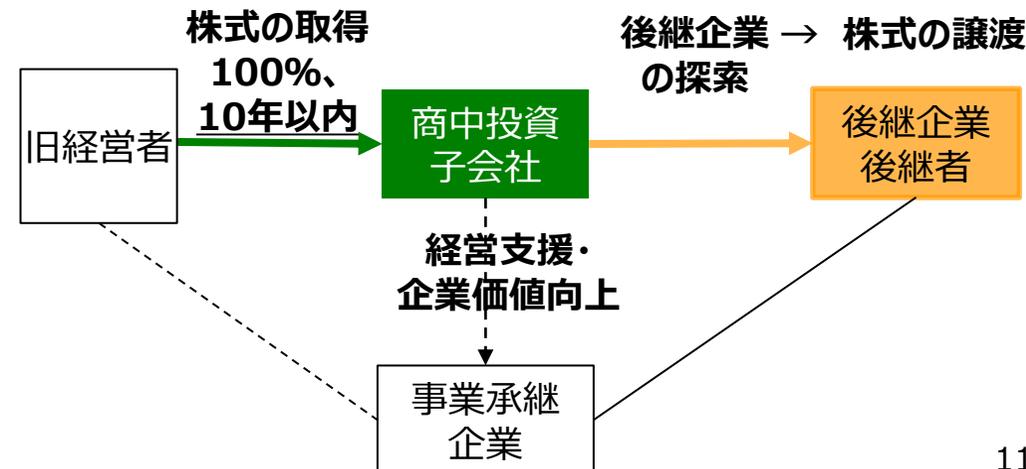
①再生ファンドを活用した再生企業への出資

- 当金庫が投資子会社を通じて、GPとして再生ファンドを組成する場合、その**出資対象は法的整理企業等のみに限定**。
- ↓
- **業務範囲の制約が見直され**、中小企業活性化協議会等の第三者が関与する**幅広い再生ステージ企業が出資対象**となれば、**当金庫がGPとして再生ファンドを組成**することで、全国の過剰債務に苦しむ中小企業の再生支援が可能。
 - 加えて、地域金融機関のLP出資の呼び水となっていくことも期待できる。



②事業承継企業へのつなぎ出資

- 当金庫による投資子会社を通じた事業承継企業への出資は、**「出資期間5年以内」に制限**。5年では、後継者の確保や後継者候補が株式買取資金を確保するのは困難な場合も多い。
- ↓
- **業務範囲の制約が見直され**、**「出資期間10年以内」**となれば、直ちにM&Aによる買い手が見つからない場合や、後継者は決まっているが株式の移転には一定の期間を要する場合などにおいて、**当金庫が出資を通じて「つなぎ承継」支援**が可能。



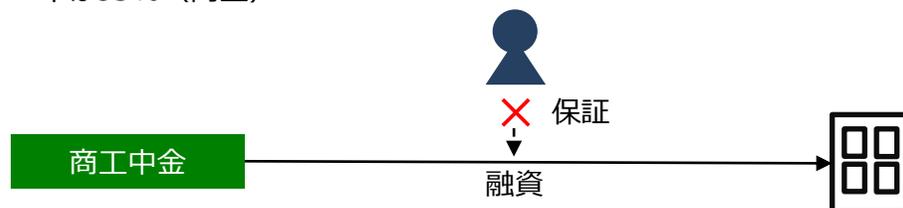
(参考) 業務範囲の拡大により支援可能となる事案の例

- 前中計において重点分野と位置づけ蓄積したスタートアップ（SU）支援のノウハウを活かし、①経営者保証に依存しない融資の促進、②出資機能の拡充などにより一層強化することで、更に踏み込んだリスクテイクを行っていく。
- このような取組を通じ、スタートアップ期に限らず2025年には経営者保証に依存しない融資比率民間金融機関トップを目指すとともに、スタートアップ向けの融資額倍増を目指す。

③SU向けへの経営者保証に依存しない融資

- 当金庫は、前中計期間（18年10月～22年3月）においてスタートアップ向けに610件・430億円を融資し、3割が資本金が増加するなど、エクイティの呼び水効果（50超のVC等と連携）を発揮。
- この間の取組みを活かし、当金庫は、**2022年10月から、SU向け融資については、原則経営者保証を取らない方針。**
- 既に経営者保証に依存しない融資を促進しているが、SU向けの取組・ノウハウを全ての融資に活用していき、**2025年には経営者保証に依存しない融資比率において民間金融機関トップ※を目指す。**

※当金庫の経営者保証に依存しない新規融資の比率は61%（2021年度、危機対応融資を除く） 民間金融機関トップの北國銀行における同比率は85%（同上）

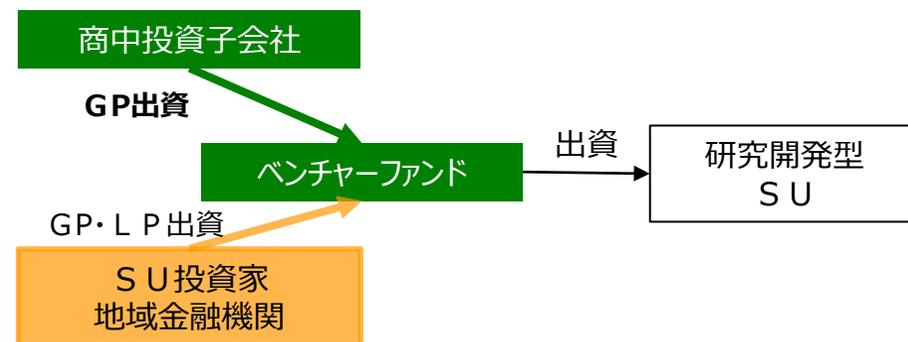


④SUへの出資

- 当金庫による投資子会社を通じたSUへの出資は、「**出資期間10年以内**」、**常勤研究者数など画一的な数値基準を満たす先等に制限**。10年では、事業化に期間を要する研究開発型SU等においては短すぎるケースも多い。



- **業務範囲の制約が見直され、「出資期間15年以内」、数値基準撤廃**となれば、商工中金がGPとしてベンチャーファンドを組成し、研究開発型SUやシード期のベンチャー企業への出資を行い、より多くのスタートアップを支援していくことが可能。



(参考) 業務範囲の拡大により支援可能となる事案の例

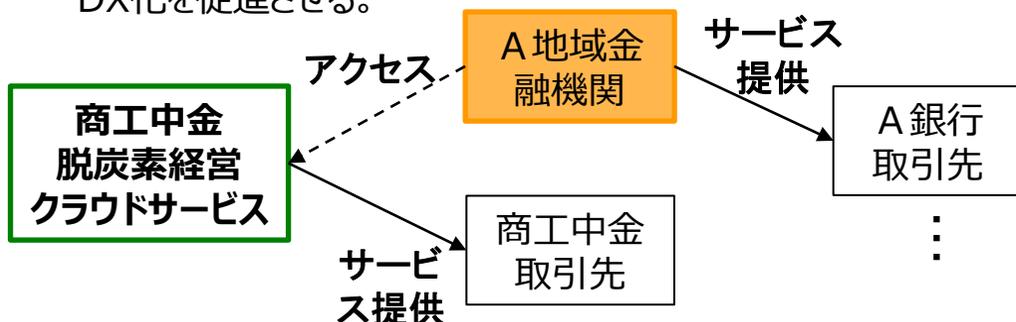
- 全国ネットワークや組合支援のノウハウ、地域金融機関との連携・協業を活かし、**①開発システムの販売、②全国拠点を活かした人財提供**、など中小企業の不足するリソースを補う本業支援を強化していく。

⑤ 自社システムの開発販売

- 現在、当金庫本体が、**自社開発したシステムは、地域金融機関など取引先外に積極的に販売・提供していくことができない。**

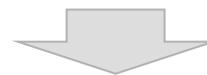


- **業務範囲の制約が見直され、積極的なシステム販売が可能となれば**、マニュアル提供等を行い**危機対応業務に関するシステム**を民間金融機関に広めていくことに貢献することに加えて、中小企業の幸福度を可視化・改善に取り組む**「幸せデザインサーベイ」**、DX・IT化の取組状況を可視化・改善に取り組む**「DX・ITサーベイ」**、脱炭素経営に向けた計画策定・改善に取り組む**「脱炭素経営支援システム」**などの中小企業の本業支援に資するシステムの開発を進め、取引先のみならず、地域金融機関にも提供することで、社会全体で中小企業のGX、DX化を促進させる。

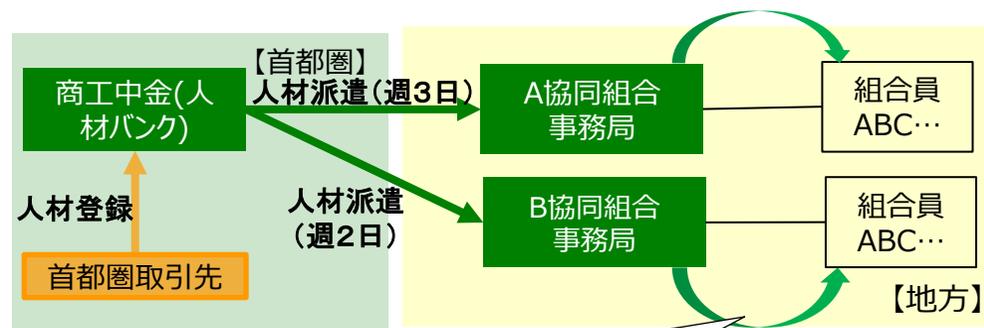


⑥ 人材派遣業務の開始

- 現在、当金庫本体で、**人材派遣業は実施できない。**



- **業務範囲の制約が見直され、人材派遣業の実施が可能となれば**、職員以外に広く派遣人材を募ることや、同一の人材を週3日と週2日で別の先へ派遣することが可能となる。
- 例えば、地方の組合事務局に人材を派遣して、組合事務局を通じて多数の組合員（中小企業）に効果的・効率的にノウハウを提供することで、地方の中小企業における人材ニーズに応え、地域活性化に貢献。



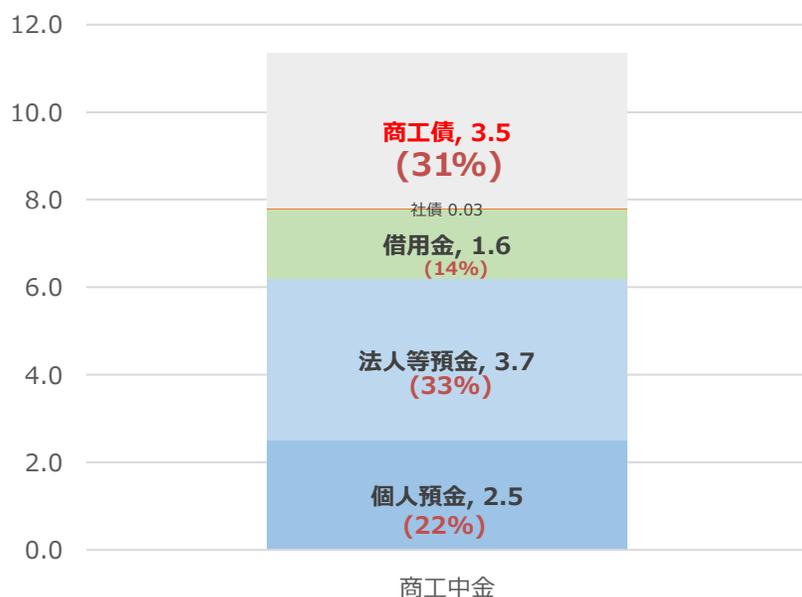
派遣人材が組合事務局を起点に組合員企業を巡回。各種の情報提供（脱炭素、IT等）や知見・ノウハウを活かしたアドバイス（経営管理・財務等）を実施。
1社に人材派遣するより多数の組合員企業が受益。

參考資料

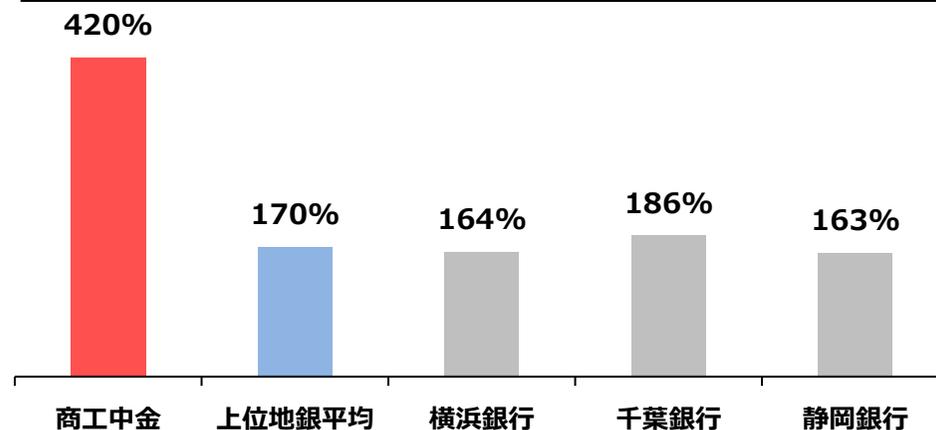
商工債

- 商工債は、迅速に低コストで安定的な資金を調達できる金融債の一種であり、長期・低利融資資金の調達の手段。商工中金の**円滑な資金調達基盤を確保するため、その発行が認められているもの**（平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定）。
- 商工債による資金調達割合は減少しているが、商工中金が**他の金融機関と比べて極めて高いLCR(流動性カバレッジ比率)を実現するに当たり、機動的に発行可能な商工債は効果を発揮**（5年債が主力で資金流出の影響が小さい）。

商工中金の資金調達構造（2022年3月期,兆円）



LCR（流動性カバレッジ比率）（2022年3月期）



商工中金法案に対する附帯決議(2007年衆・経産委)

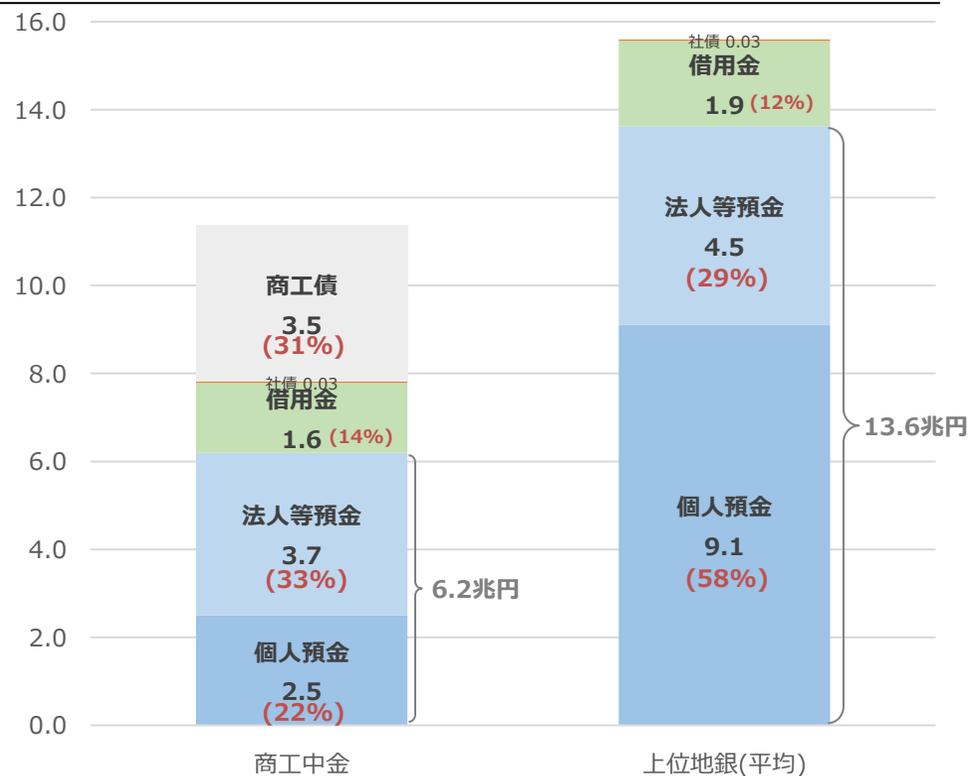
商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能の役割が確実に果たされるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、財務基盤が十分に確保されるまでの間特別準備金を有効に活用し、商工債の発行が可能となるよう、法的枠組みその他必要な措置を講ずること。

(* 1) LCR：ストレス化において30日間に流出すると見込まれる資金（分母）を補うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有しているかを表す。規制値100%以上。

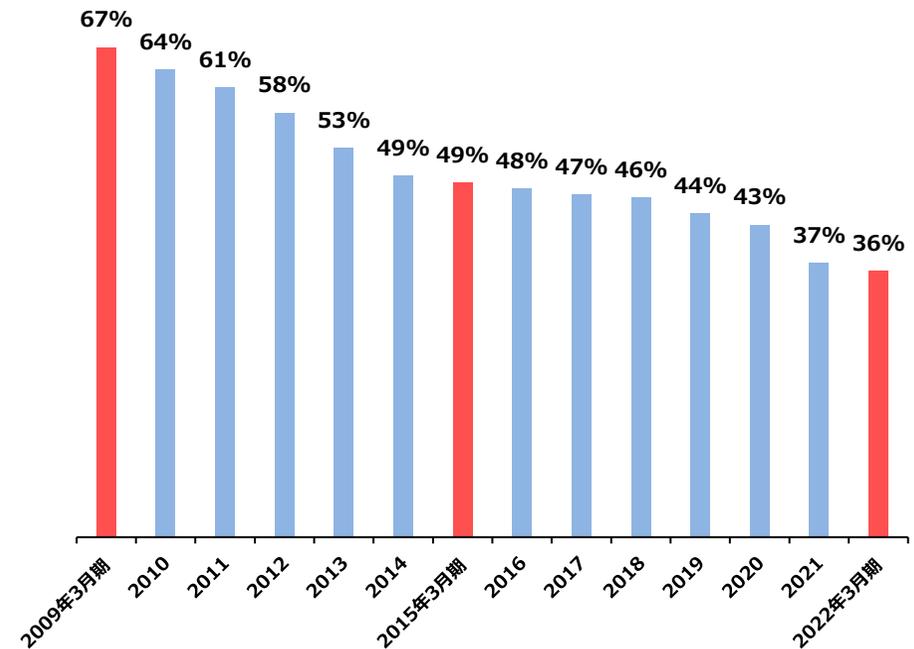
(参考) 資金調達構造

- 商工中金は、**3.5兆円を商工債(*)により調達**。上位地銀は、半分以上の資金を個人預金から調達。
 (*) 商工債 (利回り : 0.25%) は、社債と異なり、証券会社を介さないため機動的に発行できるといったメリットあり。
- **商工債依存度**は、株式会社化後 (2009年3月期) からは**半減**、前回法改正時 (2015年3月期) からは**3割減**。

資金調達構造 (2022年3月期,兆円)



商工債への依存度



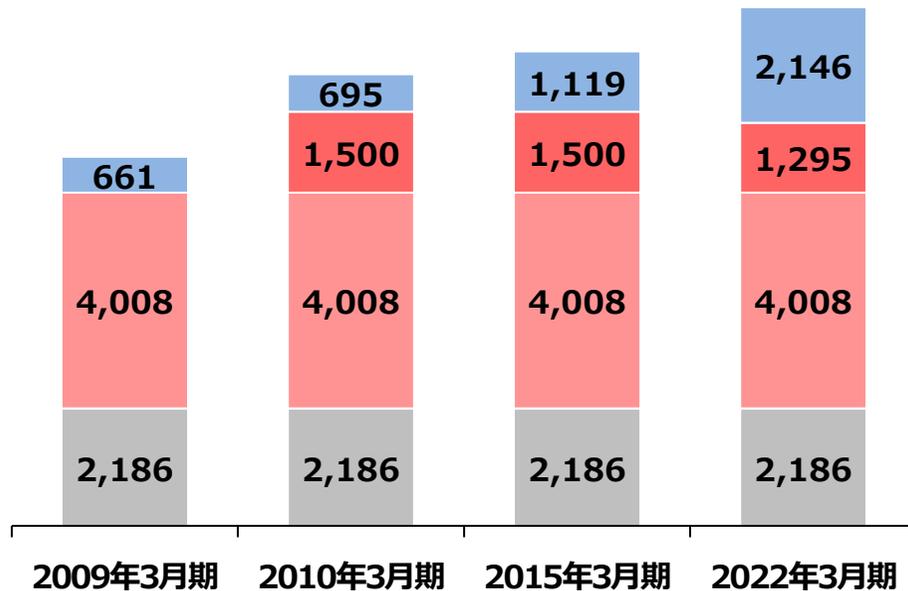
- (* 1) 商工中金・上位地銀とも、2022年3月期決算より作成。 (* 2) 上位地銀：横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行の5行単体。
 (* 3) 商工中金の法人等預金＝一般法人＋金融機関＋政府公金＋譲渡性預金。商工中金の借用金＝危機対応業務のツーステップローン＋日銀借入
 (* 4) 商工債への依存度は、商工債／(個人預金＋法人等預金＋商工債)により算出しているため、資金調達構造の商工債の割合とは一致しない。

(参考) 資本構成

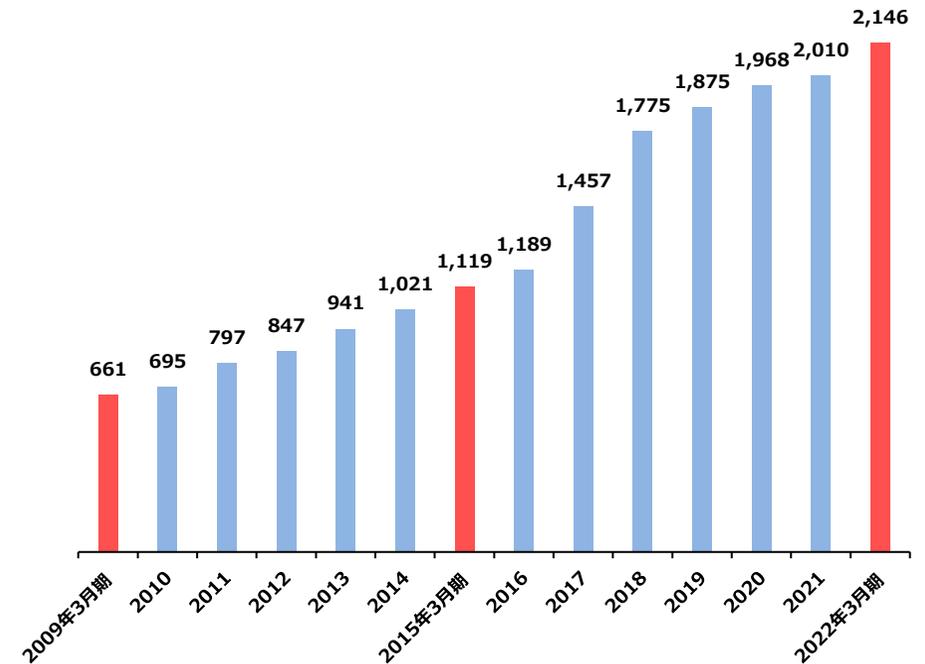
- 商工中金は、通常の資本金・利益剰余金に加え、**特別準備金**（株式会社化時に、資本充実の観点から政府出資分等を振り替え導入）、**危機対応準備金**（危機対応業務の円滑な実施のため2009年に導入）により、**十分な財務基盤**を確保。
- 特に、足下の**利益剰余金**は、株式会社化直後（2009年3月期）の**3倍**、前回法改正時（2015年3月期）の**2倍**。

商工中金の資本構成の推移（億円）

■ 資本金 ■ 特別準備金 ■ 危機対応準備金 ■ 利益剰余金



株式会社化以降の商工中金の利益剰余金（億円）



(*1) 危機対応準備金は2009年より措置。

(出所) 商工中金2022年3月期決算資料等より作成。

銀行法と異なる規制

- 商工中金は、銀行法と比べて緩和されている規制がある。

〔 自己資本比率規制・早期是正措置、大口信用供与規制について、銀行は、バーゼル委員会が公表する国際統一基準に合わせて規制。商工中金は、現状、国際統一基準に準拠しておらず、主務大臣の一般監督権限に基づき監督。〕

銀行と商工中金との規制比較

	銀行	商工中金
自己資本比率規制・ 早期是正措置	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自己資本比率が規制値を下回った場合、早期是正措置</u>(※)の対象 <p>※自己資本比率未達時には、監督当局への業務改善計画の提出命令等を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自己資本比率規制は努力目標（早期是正措置の対象外）</u> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工中金は、中小企業金融の円滑化や危機対応業務等の観点から、主務大臣がその時々を経済状況等を勘案し適時適切に監督を行うため、自己資本の状況に応じて機械的に監督を行う措置を規定せず
大口信用供与規制 (同一の者に対する 信用供与規制)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>限度額は自己資本の25%に制限</u> <p>※2013年の金商法改正により従来の40%から25%に引き下げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>限度額は自己資本の40%制限を維持</u> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工中金は、2014年度末にその在り方を検討するとされていたため、引下げを見送り
金融ADR(裁判外紛 争解決制度)の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)を創設</u> <p>※2009年の金商法改正により、紛争解決機関の指定制度、契約締結義務付け、監督規定などを整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>金融ADR制度は措置せず</u> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工中金は、民営化に向けた途上にある特殊会社であり、主務大臣による緊密な監督措置が講じられていることから制度創設を見送り